

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 広報基本計画

平成29年（2017年）6月5日
第4回常任委員会決定
平成30年（2018年）7月18日
第7回常任委員会一部改正
令和元年（2019年）5月29日
第9回常任委員会一部改正

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガンによる広報

県民の大会に対するイメージアップを図るために、大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガン等の制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソングの制定及び普及

2 多様なメディアによる広報

報道機関と連携し、迅速かつ効果的な情報の伝達、SNSなどを利用した共感を促す情報拡散により、県民に対する広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- (2) 県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体等による広報活動の活用

3 イベント等による情報発信

県民に対する大会の啓発イベントを開催するとともに、県民運動や各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 啓発イベントの開催
- (2) 県民（市町民）運動及び県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体等のイベントとの連携

4 広告物による情報発信

各種広告物の作成や広告塔等を設置して、県民や来県者に対する大会開催の広報活動

に努める。

- (1) 大会ポスター、パンフレット、広報紙、広報グッズ等の作成
- (2) 各種ガイドブックの作成
- (3) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- (4) 横断幕、懸垂幕等の設置
- (5) デジタルサイネージ、案内板、カウントダウンボード等の設置

5 広報用映像等の制作および公開

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を制作する。

- (1) 競技や選手等を紹介する広報用映像を制作して、公開する
- (2) 前回国体（若楠国体）の記録映像を公開し、大会の歴史を振り返る

6 来県者へのおもてなしの情報発信

県、市町や関係団体等と協力し、来県者が「佐賀」に触れる場や機会を創出し、それらの情報を来県者に効果的に発信する。

- (1) 来県者が必要な情報を必要な時に手に入れることができるよう情報発信する
- (2) 市町や関係団体などと連携して、「佐賀」に触れる場や機会を創出する

7 記念品等の作成

大会の開催を記念し、記念品等を作成する。

- (1) 参加章、記念章等の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

8 記録映像等の制作及び情報発信

大会の成果を記録にとどめ、県民に対して効果的に発信する。

- (1) 大会記録映像や大会に至るまでの映像の制作
- (2) 大会記録写真集や大会に至るまでの写真集の制作
- (3) 報道機関やメディアなどによる効果的な情報発信